

## 地域安全安心活動関係物品支給について

### 1 支給要件、申込方法等

支給の対象は、防犯パトロール、交通安全活動のいずれか、または双方を毎月2回以上実施（計画）している5人以上の市民グループです。

実施する内容により、上限金額、支給物品が異なります。申請団体が次の（A）～（C）の、いずれに該当するか確認のうえ、「申請書」にてお申し込みください。

#### （A）防犯パトロールのみ実施する場合

- ①申請書の活動分野の「防犯パトロール」をチェック
- ②物品一覧表（申請書裏面）の品番1～15から、**15,000円以内**でお申し込みください。

#### （B）交通安全活動のみ実施する場合

- ①申請書の活動分野の「交通安全活動」をチェック
- ②物品一覧表（申請書裏面）の品番16～26から、**10,000円以内**でお申し込みください。

#### （C）防犯パトロール及び交通安全活動の双方を実施する場合

- ①申請書の活動分野「防犯パトロール」「交通安全活動」双方をチェック
- ②物品一覧表（申請書裏面）の品番1～26から、**25,000円以内**でお申し込みください。

※防犯パトロール 空き巣被害の防止等を目的とした見回り  
交通安全活動 幼児・児童等の登下校時の交通安全確保を目的とした横断指導、通学路の安全点検等

- 2 支給方法 市が契約した事業者が直接配布します。
- 3 支給時期 9月末頃
- 4 申請締切 申請は、**5月30日（金）必着**でお願いします。